平成２３年（フ）第２６３３号
横浜市港北区鳥山町38番地　ハーモニーコート103
債務者　中村　真衣
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目51番24号　ハイツ峰宇103
債務者　仲本　悦子（旧姓山本・比嘉）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９１８号
神奈川県茅ヶ崎市小桜町３番21―202号　湘南小桜シティ
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
長野県小諸市大字市680番地17
債務者　高橋　巧馬
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７４４１号
大阪府吹田市五月が丘南８番10―402号
債務者　新津　　敏
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５号
石川県輪島市町野町東大野出村16番地
債務者　折坂喜美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１５５２０号
東京都港区高輪２丁目12―27―601
債務者　鵜飼るり子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５４５号
東京都練馬区大泉学園町６丁目14―16―102
債務者　宮武　典子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５９０号
東京都立川市高松町１丁目22―２―３―202
債務者　栗原　紀元
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６２７号
東京都江戸川区下篠崎町20―15
債務者　風田喜久江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６２８号
東京都江戸川区北小岩６丁目45―３―202
債務者　鈴田　利昭
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６３１号
東京都武蔵村山市本町６丁目５―６―202
債務者　清水　昭裕
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６３７号
東京都新宿区住吉町２―18―606
債務者　早川由紀子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６４２号
東京都豊島区池袋２丁目27―５　桜花荘
債務者　小山　　努
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６４５号
東京都葛飾区高砂４丁目１―45―507
債務者　中村　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６６１号
東京都足立区伊興本町１丁目16―27―203
債務者　高橋かおり
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部